

使用貸借契約書

株式会社Roasters kyoto(以下「甲」という)と、(以下「乙」とする)は、
GAGGIA製(イタリア)ANIMA BXの使用貸借契約を締結した。

以下の契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各その1通を保持する。

平成 年 月 日

住所
貸主(甲)

Ⓜ

住所
借主(乙)

Ⓜ

第1条

貸主甲は、その所有にかかる下記の物件を第2条以下の約定で借主乙に賃渡し、無償で使用、収益をなすことを約し、借主乙は、これを承諾したうえ物件を受領した。

記

1・業務用 イタリア製エスプレッソマシン GAGGIA製(イタリア)ANIMA BX 台

第2条

乙は甲所有の本マシンを使用する条件として、コーヒー豆・容器等々について付随する全般を甲から調達することを遵守しなければならない。

コーヒー豆は基本 契約最低使用量分12kgを毎月始めに自動的に納品する。

次回、納品時に前回の豆が消費しきれなかった場合にも12kgの豆を納品するものとする。

第3条

借主乙は、第1条の借用物をその用方にしたがって使用、収益しなければならない。

また、この借用物を第三者に使用、収益させてはならない。

第4条

①借主乙は、借用物の通常費を負担する。

②借主乙がその責に帰すべき事由により借用物を滅失または毀損したときは、
貸主甲が被った損害を直ちに賠償しなければならない。

第5条

前条の借用物返還の時期は、契約後1年間とするが、契約満了の1ヶ月前までに更新拒絶の申し入れがない限り、自動的に更新されるものとする。

また、1年に満たない場合の解約について、ご使用開始6ヵ月間は第2条に基づき納品を必須とし、6ヵ月以降は解約の対象とする。

解約時は、貸出エスプレッソマシンを返却するものとする。

納品されたコーヒー豆・資材については返却不可になる為、ご解約をお申し出された時より、月々の納品を止め在庫分の消費がされるまでエスプレッソマシンを貸出するものとする。

第6条

借主乙がこの契約に違背したときは、貸主甲は直ちに契約を解除することができる。

第7条

エスプレッソマシン故障・交換等の保証期間は1年とする(契約更新により保証期間延長)
エスプレッソマシン故障等において、基本的に甲が負担するが、乙の過失(落下・豆タンクへの水注入・タコ足配線による電圧低下原因の故障等)による故障・破損は乙の負担とする。

第8条

エスプレッソマシン故障防止の為に、乙は各貸し出し店においてメンテナンスリーダーを設置し
弊社が行うエスプレッソマシン状況確認連絡を遵守しなければならない。

以上